

《 利用料説明書 》 令和4年4月改正

☆要介護状態と認定された方☆

《 7時間以上8時間未満 サービス提供時間 9時～16時10分 》

区分状態	介護サービス費	サービス提供体制加算	入浴加算Ⅰ	入浴加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰ	サービス費加算小計	食費(1食)	合計(日額)
要介護1	655	18	40	55	56	769	450	1,219
要介護2	773	18	40	55	56	887	450	1,337
要介護3	896	18	40	55	56	1,010	450	1,460
要介護4	1,018	18	40	55	56	1,132	450	1,582
要介護5	1,142	18	40	55	56	1,256	450	1,706

※入浴をしない場合は、入浴加算を頂きません。また、入浴加算ⅠとⅡはどちらかの算定になり、居宅サービス計画により異なります。

※機能訓練指導員が不在の場合は、個別機能機能訓練加算Ⅰ(56単位)を頂きません。

※科学的介護推進体制加算は月単位での算定になります。

区分状態	介護サービス費	*②(特定地域加算)	合計	入浴料(1回)	食費(1食)
*①対象者	305 /回(月4回まで)	(10)	305 (日額)	500	450
	1,318 /月(月5回以上)		1,318 (月額)		
要支援2	305 /回(月8回まで)	(10)	305 (日額)	500	450
	2,702 /月(月9回以上)		2,702 (月額)		

※合計額は入浴料と、食費を含まない金額になっており、利用回数に応じ日額と月額に分けられます。

*①対象者～事業対象者、要支援1、更新者となります。更新者とは、更新時に基本チェックリストで、要支援から事業対象者となった方を言います。

*②特定地域加算～対象地域により加算を頂きます。利用回数に応じて、加算の上限回数が決まっており、週1回程度は5回まで、週2回程度は9回までとなります。

★総合事業 (通所介護相当サービス)★

区分状態	介護サービス費	サービス提供加算Ⅲ	運動機能向上加算	科学的介護推進体制加算	合計(月額)	食費(1食)
*③対象者	1,672 (週1回程度)	72	225	40	1,969	450
*④要支援2	1,714 (週1回程度)	72	225	40	2,011	
	3,428 (週2回程度)	144	225	40	3,797	

※合計額には、入浴料が含まれており、入浴されなくても同等の月額料金になります。

*③対象者～専門的なサービスが必要な方と認められた要支援1、更新者の方となります。更新者とは、更新時に基本チェックリストで、要支援から事業対象者となった方を言います。

*④要支援2～専門的なサービスが必要な方と認められた要支援2の方となります。

●要介護、総合事業の共通事項

- 1 食事を摂らなかった場合は、食費を頂きません。
- 2 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、1ヶ月総単位数に5.9%を乗じた単位数が加算されます。
- 3 一定以上の所得のある方は、介護サービス費等が2割、3割負担となります。
- 4 利用料のお支払いは、翌月10日前後に1ヶ月分まとめてご請求を致します。

●介護保険給付対象外サービス

- 1 通常のサービスに要する期間を超える通所介護(総合事業)サービス
- 2 介護保険給付の支払限度額を超える通所介護(総合事業)サービス
- 3 総合事業の生きがい型デイサービスにおける入浴サービスと食事や旅行等のサービス